# 琉球大学千原キャンパス体育施設の活用に関する サウンディング型市場調査

実施要領

令和6年8月 国立大学法人琉球大学

### 1. 調査の趣旨・目的

琉球大学では、老朽化により使用率が低下している千原キャンパス体育施設について、本学の教育研究及び課外活動での使用に加え、本学学生及び教職員が使用しない時間帯に、地域住民や一般利用者に貸し出して、有効活用することを検討しています。

体育施設の活用に当たり、民間資金による施設の整備・改修や、民間事業者による施設管理など、 公民連携の可能性を検討するため、サウンディング型市場調査を実施します。

# 2. 対象施設の概要

(1) 所在地

中城村南上原(A.陸上競技場、B.サッカー・ラグビー場) 西原町千原(C.テニスコート)

- (2) 対象施設
  - A.陸上競技場(約13,850 ㎡)
    - ・トラック(400m 5 レーン、土質)ラインの劣化あり
    - ・インフィールド (土質)
    - ・トラック、フィールドともに陸上競技の実施に支障あり
    - ・器具庫あり(授業関連で使用中)
    - ・照明設備なし
  - B.サッカー・ラグビー場(約 11,130 ㎡)
    - ・グラウンド(土質)
    - ・地面の下地がむき出しとなり、小石が表出している箇所あり
    - ・器具庫あり(授業・課外活動団体関連で使用中)
    - ・照明設備あり(故障により一部不点灯あり)
  - C.テニスコート(約9,040 m)
    - ・クレイコート (3面×1) 未整備状態・現在は使用実績無し
    - ・ハードコート(3面×1) 老朽化顕著、(2面×2) 通常使用に支障なし
    - ・照明設備あり(故障により一部不点灯あり)

# 3. 対象施設の学外利用条件(令和6年度)

(1) 利用料金

A.陸上競技場 1,350 円/時間

B.サッカー・ラグビー場 1,600 円/時間 (照明なし)

3,790円/時間(照明あり)

C.テニスコート (1面) 550円/時間

※ 本サウンディング調査では、上記利用料単価の見直しについても提案を求めます。

#### (2) 利用可能日・時間

A.陸上競技場(a・b の 2 面)

十曜日 13:00~17:00

日曜・祝日 9:00~17:00

B.サッカー・ラグビー場(a・bの2面)

十曜日 13:00~17:00

日曜・祝日 9:00~17:00

 $C.テニスコート (a \sim j \ 0 \ 10 \ m 、 うち efg は使用実績無し)$ 

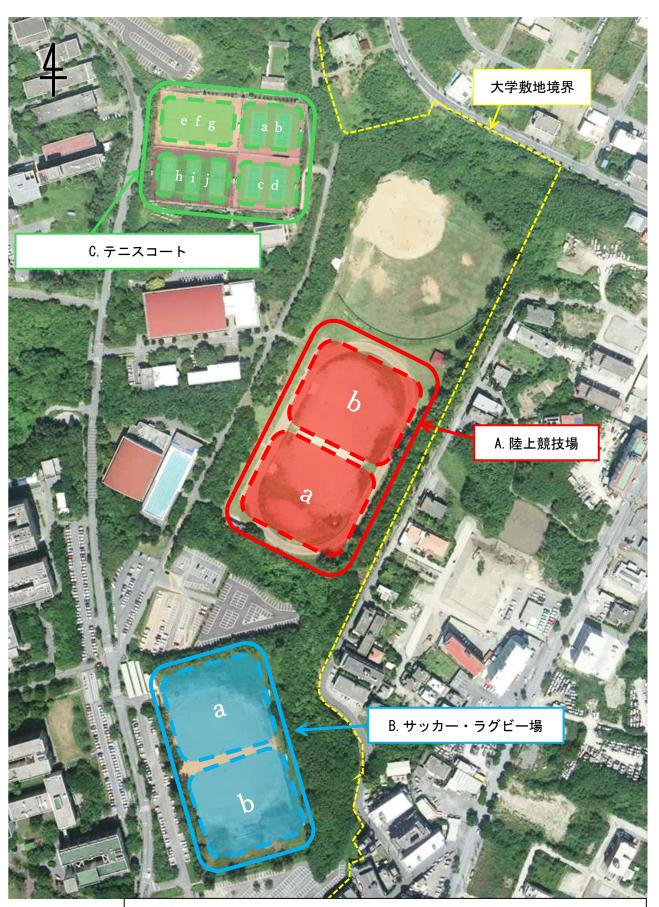
土曜日 13:00~17:00

日曜・祝日 9:00~17:00

※ 本学の授業又は課外活動等で使用するため、現在は上記以外の時間帯は予約不可としています。これらの曜日・時間帯のうち、本学が使用していない時間帯の施設の有効活用についても、本サウンディング調査において提案を求めます。

授業又は課外活動等における使用スケジュールは【別紙】のとおりで、前学期は令和6年度ベース、夏季休業期間以降は令和5年度ベースです。年度によって、授業又は課外活動等の使用スケジュールは変更になる可能性がありますので、参考としてご確認ください。

# 4. 対象施設の位置



出典:国土地理院ウェブサイト (https://mapps.gsi.go.jp/maplibSearch.do#1) ※国土地理院の空中写真 (2010年9月) を加工して作成しています。

# 5. サウンディングの概要

下記の実施要領及び各種様式は、本学ホームページで公表しています。

- •実施要領
- ・別紙「令和6年度体育施設毎の授業又は課外活動等における使用スケジュール」
- ・エントリーシート (様式第1号)
- ・質問シート (様式第2号)
- 事前対話シート(様式第3号)
- ·秘密保持誓約書(様式第 4 号)

#### (1) サウンディングの対象者

対話に参加することができる法人は、対象施設の活用についての企画・設計・建設・運営等の事業参画について検討意向のある法人又は法人のグループとします。ただし、次のいずれかに該当する場合を除きます。

- ・国立大学法人琉球大学会計実施規程第 14 条の規定に該当しない者であること。
- ・琉球大学学長から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- ・不正又は不誠実な行為がないこと。
- ・警察当局から、暴力団が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、文部科学省 発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者ではないこと。
- ・会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく再生手続き開始の申立て、又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。

#### (2) 参加者に求める提案の視点及び対話内容

- ① 学外からの体育施設利用ニーズについて
- ② 民間資金による体育施設の再整備の可能性について
- ③ 体育施設の管理・運営業務の民間委託について
- ④ その他、体育施設活用のアイディア等について

#### (3) 学外者利用促進・利用料収入増の方策

上記「② 民間資金による体育施設の再整備の可能性について」及び「③ 体育施設の管理・運営業務の民間委託について」に関して、対象施設の再整備による利用料単価の見直し、学外利用可能時間の拡大等により、学外利用を促進して利用料収入を増加させ、施設の管理・運営費用の全部または一部に充てることを検討しています。

学外者利用促進・利用料収入増の方策について、利用料単価の設定や施設の再整備(他の用途への転換を含む。)、施設の管理・運営方法等のアイディアがあればご提案ください。(現在の利用料単価等については、本要領3ページ『3. 対象施設の学外利用条件(令和6年度)』を参照。)

# 6. サウンディングの手続き

#### (1) 質問の受付と回答

質問がある場合は、質問シート(様式第2号)に必要事項を記入し、メール件名を「サウンディングに関する質問シート」としてEメールにてご提出ください。質問シート以外でのご質問は受付けません。

- (注) 質問が可能な方は、前記5.1(1)に記載のサウンディングの対象者のみとします。
- ① 質問の受付期限

令和6年8月30日(金)午後5時まで

- ② 質問の送付先
  - 8. 問合せ先のとおり
- ③ 質問の受付と回答
  - 9月6日(金)に、すべての質問及び回答を、本学のホームページに掲載します。

#### (2) サウンディングの参加申込

サウンディングへの参加を希望する場合は、本学ホームページ掲載のエントリーシート(様式第1号) 及び秘密保持誓約書(様式第4号)に必要事項を記入のうえ、問合せ先Eメールアドレス宛に「サウンディング参加申込」のタイトルで送付してください。

① 申込受付期限

令和6年9月13日(金)午後5時まで

- ② 申込先
  - 8. 問合せ先のとおり

#### (3) 事前対話シートの提出

サウンディング事項についての意見・考え方等の提案を事前対話シート(様式第3号)に記載し、 問合せ先Eメールアドレス宛に「事前対話シートの提出」のタイトルで送付してください。なお、必要に 応じて補足資料(計画概要説明書、配置図等)があれば併せてご提出ください。

① 提出期限令和6年9月20日(金)午後5時まで

- ② 申込先
  - 8. 問合せ先のとおり

#### (4)対話の実施期間等

① 実施期間

令和6年9月30日(月)~令和6年10月4日(金)

- ② 所要時間 1グループ30分~60分程度
- ③ 場所

オンラインでの実施 ※使用するオンライン会議ツールは、Microsoft Teams を使用します。

- ④ その他
  - ・対話はアイディア及びノウハウの保護のため個別に実施します。
  - ・申込後に辞退される場合は、8. 問合せ先の Eメールアドレスにご連絡ください。

#### (5) サウンディング結果の公表

- ・本調査結果は、参加事業者のアイディア・ノウハウに配慮し、事前に内容を確認頂いたうえで本学ホームページ上に概要を公表します。公表は10月中旬以降の予定です。
- ・サウンディング結果の詳細(提案内容、事業者名等)は、学内の検討のみに使用するもので、非公表とします。

# 7. 留意事項

- ① 参加及び対話内容の取扱い
  - ・本調査は、民間資金による体育施設の再整備及び運営の可能性を検討するための調査であり、 事業公募の実施を確約するものではありません。
  - ・対話への参加実績は、事業化の公募時に優位性を持つものではありません。
  - ・本学は、学内検討用の資料の作成にあたり、対話の録音をさせていただきます。
- ② 現地説明会
  - ・原則、現地見学会は行いませんが、現場の視察を希望する者は、質問シートにその旨記載してく ださい。(別途、日時を調整させていただきます。)
- ③ 提案及び対話に要する費用
  - ・提案及び対話に要する費用は、事業者負担とします。
  - ・対話参加への対価、結果に対する報酬等の提供はありません。
- ④ 追加対話への協力
  - ・必要に応じて、追加調査(対話・書面による照会等)をさせていただく場合がありますので、ご協力をお願いします。
- ⑤ 提供資料等について
  - ・本学から提供された関連資料等は、本サウンディング及びその申込のために利用する以外の利用 を認めません。
- ⑥ その他
  - ・サウンディングの実施及びその結果等に関連する事項につき、故意又は過失のいかんを問わず、 参加者が第三者に損害を生じさせても、本学は一切これを補償しません。

#### 8. 問合せ先

国立大学法人琉球大学 財務部財務企画課 資産管理係

〒903-0213 沖縄県中頭郡西原町字千原1番地

電話:098-895-8050

Eメール: zksisan@acs.u-ryukyu.ac.jp